

## 古代出雲国と「郡的世界」の実像

文学部史学科教授 森 公章

はじめに

律令体制下の日本では、全国を五畿七道に区分しており、出雲国は山陰道の一国ということになる。地方行政組織は国郡里制を基本とし、国には四〜六年の任期で中央から国司が派遣され、郡では律令国家成立以前から当該地域に歴史的支配を築いていた在地豪族が終身の郡司に任用されており、その下の五十戸一里の里にはやはり在地の人物が里長に任じられている。各国の統治はこの重層的な行政機構によって運営され、最終的には国司が中央に対して代表・責務を担って完結するしくみであるが、「郡司是自勘自申之職也、国司則随<sub>レ</sub>申覆檢之吏也」(『三代格』卷五弘仁十年(八一九)五月二十一日官符)と言われるように、国司の国務遂行は各郡の郡務の集積、郡司の郡統治が前提になっており、ここには当該地域に勢威を有する在地豪族を国家の正規の地方行政機構の末端に位置づけた古代日本の地方支配の特質が存する<sup>①</sup>。

日本の律令国家は、中央では官僚制と氏族制、地方では律令制と在地首長制の二重構造を特色とするとされている<sup>②</sup>。この在地首長制による支配構造とは、表題中の「郡的世界」と近似するものであり、複数の譜第郡領氏族が並立し、郡領の地位を競望する状態、郡司の下に郡内の中小豪族が郡雑任という形で郡務に参画し、郡司の長官・次官である大領や少領がそれぞれに彼らを編成して郡務遂行を担うといった、律令制成立以前からの歴史的支配のあり方を前提とした八世紀の国郡制支配の実相を意味している<sup>③</sup>。これらは近年の研究によって解明された諸点であり、ここではこの「郡的世界」の語を用いて、郡支配を支える実態的構造を考えることにしたい。

出雲国に関しては、記紀の叙述とともに、全国六十余国中、まともって残存する五風土記のうち、唯一完存する『出雲国風土記』が伝来していることは重要であり、私も出雲の地域史を検討する際に大いに活用している<sup>④</sup>。さらに近年では地方官衙遺跡の発掘事例、出土文字資料である木簡や墨書土器の検出を伴うものが増加している

点も注目される。出雲国跡や各郡家・正倉関係の遺跡、その他多数の木簡（八六点）・墨書土器が出土した青木遺跡（出雲郡）のような郡家よりも下位の施設で、郡務に関わると目される事例（郡家出先機関）や道路造営の作業を彷彿とさせる山持遺跡（出雲郡）のような郡務の実際を示すもの等々がいくつか存する。こうした地方官衙遺跡と出土文字資料は全国的にも年々増加しており、地域の立体的な歴史像を探る上で貴重な材料となっている。

そこで、小稿では『出雲国風土記』や出雲地域の地方官衙遺跡を視野に入れながら、これを全国的な事象と比較対照しつつ、「郡的世界」の実相を整理することにした。出雲の古代史研究における史料の豊富さを確認するとともに、全国的に敷衍可能な要素を析出し、日本の古代史全体に対する発信力が持つ魅力を引き出すことができばと思う。

## 一 「郡的世界」とは

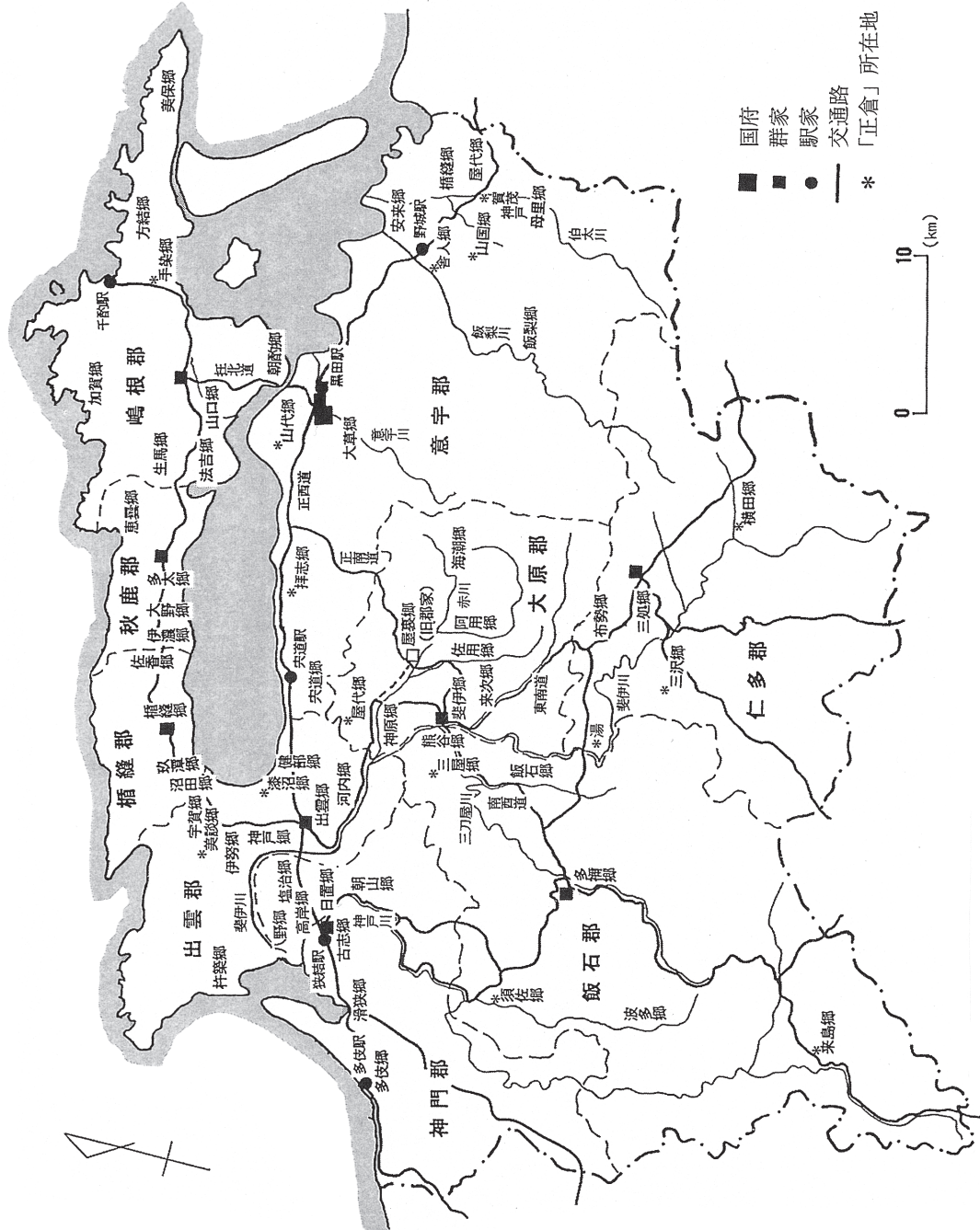
「郡的世界」の概要は「はじめに」でも触れたが、まずは出雲国の事例に即して、具体的に説明したい。

a 『出雲国風土記』大原郡条（一）は細川本による）  
 所<sub>三</sub>以号<sub>三</sub>大原<sub>二</sub>者、郡家東北〔正西〕一十里一百一十六歩、田一十町許平原也。故号曰<sub>三</sub>大原<sub>二</sub>。往古之時、此処有<sub>三</sub>郡家<sub>二</sub>、今猶追<sub>三</sub>旧号大原<sub>二</sub>（今有<sub>三</sub>郡家<sub>二</sub>処号云<sub>三</sub>斐伊村<sub>二</sub>）。（中略）斐伊郷、属<sub>三</sub>郡家<sub>二</sub>。

樋速日子命坐<sub>三</sub>此処<sub>二</sub>、故云<sub>レ</sub>樋（神龜三年改<sub>三</sub>字斐伊<sub>二</sub>）。新造院一所、在<sub>三</sub>斐伊郷中<sub>二</sub>。郡家正南一里、建<sub>三</sub>立嚴堂<sub>二</sub>也（有<sub>三</sub>僧五軀<sub>二</sub>）。大領勝部臣虫麻呂之所<sub>レ</sub>造也。新造院一所、在<sub>三</sub>屋裏郷中<sub>二</sub>。郡家東北〔正北〕一十一里一百廿歩。建<sub>三</sub>立（一）層塔<sub>二</sub>也（有<sub>三</sub>僧一軀<sub>二</sub>）。前少領額田部臣押嶋之所<sub>レ</sub>造也（今少領伊去美之徒父兄也）。新造院一所、在<sub>三</sub>斐伊郷中<sub>二</sub>。郡家東北一里。建<sub>三</sub>立嚴堂<sub>二</sub>也（有<sub>三</sub>尼二軀<sub>二</sub>）。斐伊郷人樋伊支知麻呂之所<sub>レ</sub>造也。（下略）

a によると、大原郡では郡家の移転があつたことが知られる。郡家移転の事例は『常陸国風土記』香島郡条にも見え、鹿島神社の南の現郡家の北の沼尾池について、「前郡所置、多蒔<sub>レ</sub>橋、其実味之」と記すが、この場合は低湿地という立地の問題から移動が実行されたものと考えられる。大原郡の例は、大領が勝部臣、少領は松江市岡田山一号墳出土大刀銘にも登場する額田部臣であり、欽明天皇の女額田部皇女（推古女帝）の額田宮に奉仕する額田部臣の方が六世紀以来の古族で、郡領氏族の地位の逆転という事由が推定できる。岩波日本古典文学大系本の記載では旧郡家と少領額田部臣造営の新造院所在地が極めて近接し、郡領氏族の本拠との関係による郡家の立地選定を想起させるが、細川本では北と西になってしまい、この相関関係は薄れるものの、現郡家には大領勝部臣が建立した新造院が近在し、郡家の移動には大領勝部臣と少領額田部臣との勢力交替という要素があつたと言える。

こうした複数氏族による郡領構成例は、駿河国駿河郡（壬生直と



**図1 『出雲風土記』関係地図**  
 (条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』(雄山閣、2009年)55頁の図を転載)

表1 出雲国の郡司と豪族分布

<p>【能義郡】10中…意字郡より分立</p> <p>【意字郡】8 (18) 中 大領：出雲臣、少領：出雲臣、主政：林臣・出雲臣、主帳：海臣 語臣、上腹首、蝮部臣、玉作、額田部臣、日置臣・日置君・日置部、神人公、若倭部</p> <p>【鳥根郡】10 (10) 中 大領：社部臣、少領：神掃石君、主政：蝮朝臣、主帳：出雲臣 神掃石公</p> <p>【秋鹿郡】4 (5) 下 大領：刑部臣、少領：蝮部臣、主帳：日下部臣 多米、額田部首、神宅臣</p> <p>【楯縫郡】4 (6) 下 大領：出雲臣、少領：高善史、主帳：物部臣 物部臣</p> <p>【出雲郡】8 (9) 中 大領：日置臣、少領：太臣、主政：( ) 部臣、主帳：若倭部臣 阿閉臣、海部首・海首・海部、出雲臣・出雲部、出雲積首・出雲積、稲置 (印伎) 部、犬幸君、伊福部、大市部、大伴部、刑部、笠朝臣、語部君・語部君族・語部首・語部、掃守首、辛人部、神門臣・神門臣族・神門、神奴部、私部、吉備部、日下部首・日下部、坂部、雀部君、佐波臣族、漆沼稲置 (印伎)、勝部首・勝部、財部、健部臣・健部、蝮部臣、田部臣・田部、民臣、津島部、鳥取部首・鳥取部、舎人臣・舎人、爾麻阿比古族、額田部、漆部直・漆部族・漆部、土師部、間人臣、丈部臣・丈部、日置部臣・日置部君・日置部首・日置部・日置、品治部、三上部、生部臣族・生部、物部首・物部、宅部、山長首・山長、山部直・山部、弓削部首・弓削部、若桜部、若倭部臣〔郷長〕・若倭部</p> <p>【神門郡】10 (12) 中 大領：神門臣、少領：刑部臣、主政：吉備部臣、主帳：刑部臣 阿保臣、有臣、不知山部、出雲積、稲置 (印色) 部、伊福部、刑部臣・刑部、語部、神門臣・神門臣族・神門部、神奴部、吉備部臣・吉備部君・吉備部、日下部、雀部臣、倭文部臣・倭文部首・倭文部、勝部臣・勝部、曾根連、健部臣・健部首・健部、財部、田部、鳥取部臣・鳥取部造・鳥取部、舎人・舎人部、丈部、林臣族・林部。日置臣・日置部、平群部、凡治部君・凡治部、若桜部、若倭部臣・若倭部</p> <p>【飯石郡】9 (7) 中 大領：大私造、少領：出雲臣、主帳：日置臣 大私部首、紀打原直、丹比部</p> <p>【仁多郡】6 (4) 下 大領：蝮部臣、少領：出雲臣、主帳：品治臣</p> <p>【大原郡】9 (8) 中 大領：勝部臣、少領：額田部臣、主政：日置臣、主帳：勝部臣</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(備考) 10中は『和名抄』の管郷数と郡の等級を示す。( ) 内は『出雲国風土記』の郷数 (余戸・駅家・神戸も加算)。

金刺舎人)、武蔵国入間郡(物部直〔入間宿禰〕と大伴部直か)、越前国足羽郡(生江臣と阿須波臣)、また表1の出雲国の諸郡など、珍しくはない。入間郡では郡家比定の川越市的場の霞ヶ関遺跡から南東四キロメートル程の場所に所在する同市小仙波町の弁天西遺跡から「大家」(八世紀後半)・「入」(九世紀)の墨書土器が出土、当地は大家郷に比定されるので、郡領氏族の關係は不詳であるものの、大家郷と郡家郷が並存する郡の通例として、大家郷から郡家郷所在の霞ヶ関遺跡への郡家の移動があつたものと推定できるとい<sup>6)</sup>う。

次に『出雲国風土記』の各郡には、郡家所在地以外に「即有正倉」と記される郷が存する例が知られる(秋鹿・楯縫・神門郡にはなし)。即ち、意宇郡(郡家は大草郷)では山国(東南三十二里二百三十歩)・舎人(正東二十六里)・山代(西北三里二百二十歩)・拝志(正西二十一里二百十歩)の各郷と賀茂神戸(東南三十四里)、島根郡(郡家は山口郷)では手染郷(正東十里二百六十歩)、出雲郡(郡家は出雲郷)では漆沼(正東五里二百七十歩)・美談(正北九里二百四十歩)郷、飯石郡(郡家は多禰郷)では三屋(東北二十四里)・須佐(正西十九里)・来島(正南三十六里)郷、仁多郡(郡家は三処郷)では三沢(津)(西南二十五里)・横田(東南二十四里)郷、そして大原郡(郡家は斐伊郷)では屋代郷(正北十里百十歩)などに正倉所在の記載が見える。これらのうち、山間部の飯石郡・仁多郡では郡家との距離・地形上の阻害要因などにより、正倉

表2 新造院と建立者

<p>【意宇郡】</p> <p>舎人郷…教吳寺：五層塔／教吳僧(大初下上腹首押勝の祖父)</p> <p>山代郷…新造院：堂／日置君目烈(出雲神戸日置君猪麻呂の祖)</p> <p>新造院：堂／僧1軀／飯石郡少領出雲臣弟山</p> <p>山国郷…新造院：三層塔／日置臣根猪</p> <p>【出雲郡】</p> <p>河内郷…新造院：堂／旧大領日置臣布彌(今大領佐底磨の祖父)</p> <p>【神門郡】</p> <p>朝山郷…新造院：堂／神門臣等</p> <p>古志郷…新造院：堂／刑部臣等</p> <p>【大原郡】</p> <p>斐伊郷…新造院：堂／僧5軀／大領勝部臣虫麻呂</p> <p>新造院：堂／尼2軀／斐伊郡人樋伊支知麻呂</p> <p>屋裏郷…新造院：層塔／僧1軀／前少領額田部臣押島(今少領伊去美の従父兄)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の別置が現出したと目される。

意宇郡については、郡家に近接し、風土記勘造当時の国造出雲臣  
 広島の次に国造になった飯石郡少領出雲臣弟山が建立した新造院が  
 存する山代郷が、山代二子塚―山代方墳―永久宅後古墳（山代円  
 墳）と続く国造出雲臣の奥津城所在地で、出雲臣の一大拠点であつ  
 たことに留意され、当地では実際に山代郷正倉遺跡群の遺構が検出  
 されている。そして、年次は不明であるが（『延喜式』には所見）、  
 意宇郡の東部は後代に能義郡として分立する点に着目すると、正倉  
 のある山国・舎人郷や賀茂神戸ではそうした要因が伏在していたこ  
 とを看取させる。新造院は、上述の出雲国造家の者や国造配下で日  
 置部管掌者の伝統を引く日置君などの建立が見られる山代郷以外で  
 は、山国郷の日置部氏、舎人郷の外散位上腹首氏の例だけであり、  
 能義郡城にはこうした造営を行い得る豪族が存した。舎人郷にはま  
 た、欽明朝に倉舎人君らの祖日置臣志毗が大舎人として供奉したと  
 いう郷名由来譚があり（b）、山国郷ともども、日置部関係の豪族  
 が集住している。ちなみに、能義郡は後代に能義南郡の存在が知ら  
 れ、さらなる分割が行われていく。なお、拜志郷は主政として見え  
 る林臣の本拠地と推定され、ここにも独自の基盤を有する豪族が存  
 している。<sup>9)</sup>

以上の意宇郡は、郡家所在地以外への正倉分置が、郡内諸豪族の  
 勢力関係などによって生じた事象であることを窺わせる。その他、  
 出雲郡美談郷は、近年発見された青木遺跡の存在や出土木簡の内容

から、主帳若倭部臣の拠点<sup>10)</sup>、大原郡屋代郷は、郡内北西端の所在地  
 とともに、少領額田部臣の拠点屋裏郷（旧郡家が所在か）に隣接す  
 るので、上述の郡家移転の事情などに関連するものと考えられる。  
 このような正倉別置の事例には、『越中国官倉納穀交替記』の越中  
 国砺波郡の川上村・意斐村の不動倉もある。意斐村＝意斐郷の正倉  
 は、越中守大伴家持が墾田地を檢察した際に宿泊した主帳多治比部  
 北里（『万葉集』卷十八―四一三八、勝宝三年（七五一））の拠点荊  
 波村との関係が推定され、各国正税帳に記されている国司の出挙の  
 巡行が各郡三日程度であるのは、正倉所在地における関連有勢者の  
 管理体制・出挙業務などに依存できたためと考えられている。<sup>11)</sup>

b 『出雲国風土記』意宇郡舎人郷条

舎人郷、郡家正東廿六里。志貴島宮御宇天皇御世、倉舎人君等之祖  
 日置臣志毗、大舎人供奉之。即是志毗之所居、故云舎人。即有  
 正倉。

c 『出雲国風土記』秋鹿郡惠曇浜条

（上略）自川口至南方田辺之間、長一百八十步、広一丈五尺、  
 源者田水也。上文所謂佐太川西源、是同処矣。凡渡村田水、南北  
 別耳。古老云、島根郡大領社部臣訓麻呂之祖波蘇等、依稻田之澇、  
 所彫堀也。（下略）

d 『出雲国風土記』出雲郡建健部郷条

（上略）故云宇夜里。而後改所以号健部者、纏向檜代宮御宇天  
 皇勅、不忘朕御子倭健命之御名、健部定給。爾時神門臣古禰、

健部定給。即健部臣等、自古至今、猶居此處。故云「健部」。

e 『出雲国風土記』 神門郡日置郷条

日置郷、郡家正東四里。志紀島宮御宇天皇之御世、日置伴部等所遣來、宿停而、為政之所也。故云「日置」。

f 『出雲国風土記』 神門郡古志郷条

古志郷、即屬郡家。伊弉奈彌命之時、以日淵川、築造池之。爾時、古志国人等到來而為堤。即宿居之所也。故云「古志」。

g 『出雲国風土記』 神門郡狭結駅条

狭結駅、郡家同處。古志国佐與布云人、來居之。故云「最邑」(神龜三年改三字狭結)。其所以來居者、説如「古志郷也」。

以上、『出雲国風土記』に看取される郡家の移転や正倉分置とその背景を検討した。そこには郡司を構成する諸氏族の勢力関係、郡内部の地域性や複雑に入り交じる歴史的支配の重層性が存したものと考えられ、それらを統合する形で郡・郡司の統治、「郡的世界」の枠組が成り立っていたのである。表1の各郡の豪族分布を見ても、国造出雲臣を頂点としながらも、様々な氏姓の人々が混在し、額田部臣―額田部首―額田部のような階層性を以て、部民制以来の奉仕・相互の関係が存続していたことが看取される。bの日置臣から倉舎人君へ、dの神門臣から健部臣への分出などもあった。dでは神門郡の郡領氏族神門臣一族が出雲郡域に居住しており、eでは出雲郡の郡領氏族日置臣、あるいは東部の意宇郡にも分布する日置臣が神門郡域に拠点を築く様子が知られ、f・gの越からの移住者

の存在ともども、様々な交流があったことがわかる。そして、cには島根郡と隣接する秋鹿郡惠曇浜における島根郡大領の先祖による開発が記され、各地の豪族がそれぞれの歴史的支配を構築する尽力が窺われる。さらには、出雲郡条に記された出雲大川は、「自河口―至河上横田村―之間、五郡百姓便河而居(出雲・神門・飯石・仁多・大原郡)。起孟春―至季春、校材木―船、沿沂河中―也」とあり、広域的なつながりを考慮する必要がある。それは自然だけではなく、上述のように、次代の出雲国造となる人物が意宇郡ではなく、飯石郡の郡司を務めていたり、意宇郡山代郷には出雲臣だけでなく、日置臣も新造院を建立していたり、また意宇郡の各地に居住する日置臣の広がりや他郡の日置臣との交流如何であったりと、やはり複雑に交錯する豪族同士の関係を考えおくことが求められよう。

では、このような状況は郡家の機構や人的構成、さらには郡務の遂行形態などにどのように反映されているのであろうか。章を改めて「郡的世界」の実像をより具体的に探究することにした。

## 二 郡家とその広がり

律令条文とその注釈書(戸令国郡司条、宮衛令兵庫大藏条、軍防令従軍甲仗条、儀制令五行条、仮寧令外官聞喪条、衛禁律越垣及城条など)や長元元年(一〇三〇)「上野国交替実録帳」(不与解由状

案)によると、郡家は概ね①郡庁(「院」と称される複数の建物と庭で構成。公文屋で文書を管理)、②正倉(兵庫もある)、③館(宿屋・向屋・副屋と厨家または厩、竈屋)、④厨(酒屋・竈屋・納屋・備屋)から構成されており、何らかの圍繞施設(郡垣)とその圍繞空間を出入りするための門があった。出雲地域では上述の意宇郡の山代郷正倉遺跡群、出雲郡家の正倉と目される後谷遺跡、神門郡家に比定される古志本郷遺跡と正倉の三田谷I遺跡、旧大原郡家比定の郡垣遺跡などが検出されているが、郡家の全体像が判明する事例はない<sup>12)</sup>。

全国には約六百の郡があり、美濃国武義郡家の弥勒寺遺跡群や陸奥国白河郡家の白河郡衙遺跡群では、①④が一箇所に集約された形で郡家が存立している<sup>13)</sup>。しかし、『出雲国風土記』に見られる正倉分置の事例、「上野国交替実録帳」(『平安遺文』四六〇九号)にも各郡に共通して記載される一〇四館の館がすべて郡家と同じ場所にあったとは限らないことや『朝野群載』卷二十二「国務条々」第二十条「一択吉日、可渡雜公文」由牒送前司事」に「郡庫院、駅館、厨家及諸郡院、別院」とある郡関係の「官舎」のうちの別院に相当する小野院・八木院(群馬郡)、長田院・伊参院(吾妻郡)は郡家と別処にあったと考えられることが看取され、分散型の存在形態も考慮しておかねばならない。その他、長野A遺跡(郡家比定地)で「企救一」、その南二・三キロメートルの寺田遺跡で「企弍」の墨書土器が検出された豊前国企救郡、上総国山辺郡山口郷内の千

葉県東金市山田水呑遺跡での「山辺大」、「山口館」、「山佐」(山辺郡少領の意か)などの墨書土器検出による山口館の存在といった事例も知られる<sup>14)</sup>。

郡の景観という観点からは、郡家の門前に巨木が植えられている事例があることに注目される(『続後紀』承和四年(八三七)二月甲午朔条/山城国愛宕郡、同十四年(八四七)六月甲寅条/山城国葛野郡、『常陸国風土記』行方郡条など)。山城国愛宕郡家の門前では遣唐使派遣の際に天神地祇を奉祀し、葛野郡家の前の槻樹は松尾大神が憑依する聖樹であり、飛鳥寺の西の槻木など都城における他の事例と同様、呪術・祭祀の場、聖樹の広場の機能が看取される<sup>15)</sup>。また「殿門」という脇付的敬称があるように、門は施設の内・外を区画するもので、外に対する郡家の象徴として重要であったと考えられ、上野国多胡郡の建郡状況を伝える多胡碑は、郡家の門前の路傍に存したもので、郡家に入入りする人々に立郡人の子孫である郡領の権威を誇示する装置であった<sup>16)</sup>。

郡家と祭祀の関係については、富士山の噴火などを被って「郡家以南作建神宮」て郡領が祝となり、浅間明神を奉斎した例(『三代実録』貞観七年(八六五)十二月九日条/甲斐国八代郡)、「在郡家西北角」出雲伊波比神が「引率郡家内外所有雷神」して神火を起こしたり(卜部吉田家旧蔵文書・宝龜三年[七七二]十二月十九日官符(武蔵国入間郡))、「土左郡家之内、有社。神名、為天河命」。其南道下有社、神名浄川媛命、天河神之女也。其天河神



者、為<sub>レ</sub>土左大神之子也」と、郡家の西四里に所在した都佐坐神社（土佐神社）の子神たる葛木男神社、葛木咩神社が郡家内とその近辺に存したりと（土左国風土記逸文土左郡条）、いわば郡家の内神として祭祀面での權威を取り込む事例がある<sup>17</sup>。郡家遺跡の実例においても、上述の弥勒寺遺跡群では郡家本体である弥勒寺東遺跡の西方の谷部には祭祀遺跡である弥勒寺西遺跡が検出されている。武蔵国幡羅郡家推定地の幡羅遺跡でも、その東に西別府祭祀遺跡が存し、郡家に関わる神祇祭祀が行われていたことが窺われる。

h 『日本靈異記』中巻第九縁「己作寺用其寺物作牛役縁」

大伴赤麻呂者、武蔵国多磨郡大領也。以天平勝宝元年己丑冬十二月十九日死、以二年庚寅夏五月七日、生黑斑犢、自負碑文一矣。探之斑文、謂、赤麻呂者、擅於己所造寺、而隨恣心、借用寺物、未報納之、而死亡焉。為償此物故、受牛身一者也。於茲諸眷屬及同僚、發慚愧心。（下略）

i 『日本靈異記』下巻第二十六縁「強非理以徵債取多倍而現得惡死報縁」

田中真人広虫女者、讚岐国美貴郡大領外從六位上小屋県主宮手之妻也。産生八子、富貴宝多、有馬牛奴婢稻錢田畠等、天年無道心、慳貪無給与。酒加多水、沽取多直、貸日与小升、償日受大升、出拳時用小升、償取時以大升、息利強徵、太甚非理、或十倍徵、或百倍徵、償人洪耳、不為甘心。（中略／死後に上半身が牛になって更甦）大領及男女之、愧恥感慟、正体投地、

發願無量、為贖罪報、三木寺進人家内雜物財物、東大寺進入牛七十頭・馬卅疋・治田廿町・稻四千束、負他人物、皆既免之。（下略）

弥勒寺遺跡群ではまた、東遺跡と西遺跡の間には法起寺式伽藍配置を有する弥勒寺跡が検出されており、弥勒寺西遺跡からは「大寺」の墨書土器が出土しているので、弥勒寺は「武義大寺」といった呼称で地域の人々の信仰を集めていたのであろう。西遺跡での「大寺」墨書土器出土は、ここでの祭祀に弥勒寺の僧侶も参加していたことを窺わせ、仏教信仰と神祇信仰の場を区別する配慮はあるものの、郡司の郡内統治には両者の掌握が不可欠であり、時には習合する形で挙行されていた様子が彷彿される。hの武蔵国多磨郡の寺院に関しては、武蔵国府関係の発掘調査で国庁跡の東方約三〇〇メートル周辺で幢竿支柱の穴と目される柱穴や「磨寺」・「多寺」の墨書土器が検出されており、多磨寺という名称であったと考えられ（京所廃寺）、さらにその東方四〇〇メートル地点で南北に並立する大規模掘立柱建物跡が見つかったので、ここに多磨郡家が存した可能性が指摘されている<sup>18</sup>。iの讚岐国三木郡の三木寺も同様の事例で、こうした郡家に隣接する寺院は郡名と同名の場合が多く、郡寺、郡家付属寺院と考えることもできるが、表2の出雲国神門郡や大原郡の事例では大・少領がそれぞれに新造院を造営しているので、むしろ郡領氏族の氏寺としての性格が基本で、彼らが自己の權威を高めることで郡家が維持されていくから、弥勒寺のような

事例では自ずと郡家と一体の支配装置になる場合があるのであろう。  
j 儀制令春時祭田条集解古記

古記云、春時祭田之日、謂国郡郷里每村在社神、人夫集聚祭。若放祈年祭歟也。行郷飲酒礼、謂令其郷家備設也。一云、每村私置社官、名称社首。村内之人、縁公私事往來他国、令輸神幣、或每家置狀取斂稻、出挙取利、預造設酒、祭田之日、設備飲食、并人別設食、男女悉集、告国家法令知訖。即以菌居坐、以子弟等充膳部、供給飲食。春秋二時祭也。此称尊長養老之道也。

k 『日本靈異記』中卷第三十二縁「貸用寺息利酒不償死作牛役之償債縁」

聖武天皇世、紀伊国名草郡三上村人、為薬王寺、率引知識、息貸薬分、薬王寺、今謂勢多寺也。其薬料物、寄乎岡田村主姑女之家、作酒息利。(中略) 時寺之檀越岡田村主石人、夢見。(中略) 問桜大娘、而知虚実、大娘者、作酒家主、即石人之妹也。(下略)

ところで、hでは大領が自ら建立した寺院の寺物を流用したこと(下巻第二十三縁「用寺物復将写大般若建願以現得善惡報縁」〔信濃国小県郡嬢里の相伴連忍勝の氏寺〕も参照)、iでは三木寺の檀越と目される大領の妻があこぎな出挙活動や酒の醸造・販売を行っていたことが指摘されているが、kでは村人たちが薬王寺に供出した米を用いて、檀越である岡田村主石人の妹で、桜大娘と称

される姑女が酒造りを実施し、桜村の物部磨に貸し付けていた様子が記されており、その他「額田寺伽藍並条里図」に看取される大和国平群郡の郡領氏族額田部連(宿禰)氏と額田寺の関係などによると、寺院は郡領氏族の経済基盤としての位置づけも重要であったと考えられる。同様に、jによると、酒造りや出挙活動は神祇関係の施設でも行われていたことがわかり、宗教施設が物心両面で郡家・郡司の統治を支える装置として不可欠であったと言えよう。<sup>21)</sup>

その出挙であるが、従来は高利貸的な租税としての側面が強調されがちであったものの、近年では当時の基幹産業である農業の維持・人々の再生産に不可欠な社会的装置としての性格が着目されている。<sup>22)</sup> 即ち、春の種子下行と夏の田植労働力確保のための魚酒提供や端境期の食料など、春夏二季の出挙、そして秋の収穫時の返納というサイクルが存したのである。地方官衙遺跡出土木簡にも多くの場合に出挙関係の木簡が見られ、出雲国では青木遺跡の、

・若倭マ臣細足以上税事 (196)・28・3 019 (七九号)

・上物 上万呂等当月料 (196)・22・4 051 (五二号)

伊和丈マ浄刀自女 (119)・20・6 019 (五八号)

美吉備マ細女 183・18・4 051 (四四号)

などの木簡は、女性名のものが散見し、出雲郡伊和・美談郷の人々による出挙返納に関わる付札(荷札)や返納に関わる文書木簡と目される。

郡家とその関連の遺跡ではまた、早稲・中稲・晩稲など米の品種に関わる種子札が出土していることも注目される。<sup>(24)</sup> 種子札は東北地方から九州におよぶ様々な地方官衙遺跡から検出されており、異なる地域で共通する名称の品種が見られるから、広く列島内に共有されていたのであろう。島根県内の遺跡では見つかっていないが、山陰道では鳥取県青谷横木遺跡（因幡国気多郡）で「須留女」、「長比子」の事例が知られている（『木簡研究』三三八号）。この種子札の存在は、郡家が種籾の管理、播種を含めた耕営全般を掌握していたことを窺わせ、職員令に規定された郡領の職掌「掌<sub>下</sub>撫<sub>下</sub>養所部」、検<sub>中</sub>察郡事<sub>上</sub>のうち、人々の生活の安定がどのように凶られたか、勸農が如何に要務であったかを教えてくれる。

1 『常陸国風土記』那賀郡条

自<sub>レ</sub>郡東北、挟<sub>二</sub>粟河<sub>一</sub>而置<sub>二</sub>駅家<sub>一</sub>（本<sub>二</sub>逆<sub>一</sub>粟河、謂<sub>二</sub>河内駅家<sub>一</sub>。今隨<sub>レ</sub>本名之。当<sub>二</sub>其以南<sub>一</sub>、泉出<sub>二</sub>坂中<sub>一</sub>、多流<sub>レ</sub>尤清。謂<sub>二</sub>之曝井<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>泉所<sub>レ</sub>居村落婦女、夏月会集、浣<sub>レ</sub>布曝乾。（以下略之）

m 『常陸国風土記』久慈郡条

郡北<sub>二</sub>里、山田里。多為<sub>二</sub>墾田<sub>一</sub>、因以名之。所<sub>レ</sub>有清河、源發<sub>二</sub>北山<sub>一</sub>、近<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>郡家南<sub>一</sub>、会<sub>二</sub>久慈之河<sub>一</sub>。多取<sub>二</sub>年魚<sub>一</sub>、大如<sub>レ</sub>腕之。其河潭、謂<sub>二</sub>之石門<sub>一</sub>。慈樹成<sub>レ</sub>林、上即幕<sub>レ</sub>歴、浄泉作<sub>レ</sub>淵、下是潺<sub>レ</sub>湲。青葉自飄<sub>二</sub>蔭<sub>レ</sub>景之蓋<sub>一</sub>、白砂亦鋪<sub>レ</sub>翫<sub>二</sub>波之席<sub>一</sub>。夏月熱<sub>レ</sub>月、遠里近<sub>レ</sub>郷、避暑追<sub>レ</sub>涼、役<sub>レ</sub>膝携<sub>レ</sub>手、唱<sub>二</sub>筑波之優曲<sub>一</sub>、飲<sub>二</sub>久慈之味酒<sub>一</sub>。雖<sub>二</sub>是人間之遊<sub>一</sub>、頓忘<sub>二</sub>塵中之煩<sub>一</sub>。其里大伴村、有<sub>レ</sub>涯。土色黄也。群鳥飛

来、啄<sub>レ</sub>咀所<sub>レ</sub>食。

郡家にはまた、調庸物などの生産に関わる現業の場もあった。浜松市伊場遺跡（遠江国敷智郡家関連）出土の布の荷札木簡（『伊場遺跡総括編』（浜松市教育委員会、二〇〇八年）四〇号）、滋賀県西河原森ノ内遺跡（近江国野洲郡家関連）出土の布の帳簿様木簡（滋賀県立安土城考古博物館『古代地方木簡の世界』（二〇〇八年）二二頁—一〇号木簡）、長野県屋代遺跡群（信濃国埴科郡家関連）出土の「布手」木簡（長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡出土木簡』（一九九九年）一〇・五九号木簡）などによると、郡家で土の織成作業が窺われる。『万葉集』卷十四—三三七三番歌「多摩川にさらす手作りさらさらになにその児のここだかなしき」などによると、布生産には女性が関与したことが考えられるが、屋代木簡の「布手」は男性名であり、男女ともに徴発されたのであろう。<sup>(25)</sup> 1の曝井やmの石門はいずれも郡家から離れた地点にあり、布の曝乾施設や労働の辛苦のつかの間の休息となるような場所が郡内に散在し、かつ郡家の掌握下にあったことが知られる。

出雲国は布製品では絹を出すことになっており（表3）、養蚕の管理が必要であった。九世紀中葉のものであるが、石川県加茂遺跡出土の榜示札木簡には、農作業への専念とともに、「一可<sub>レ</sub>禁<sub>下</sub>制无<sub>二</sub>桑原<sub>一</sub>養蚕百姓<sub>上</sub>状」があり、郡符という形で、郡内に指示が下されていた。十二世紀前半の半井家本『医心方』紙背文書「国務雜事」にも、加賀国司への報告事項の中に「綾織事（錦綾）」、「八丈絹事」

（上中下、同前）や布・糸・漆・藍・茜・紅花・紬などに関する事柄が見えており、中央進上物の準備には余念がなかったことが窺われる。天平六年度出雲国計会帳には「桑漆帳一卷」があり（『大日本古文書』一―五九八）、これは田令桑漆条に即したものである。が、絹生産の基盤となる養蚕の維持を支える措置で、まずは郡家による掌握が基本であったと考えられる。『出雲国風土記』には山野河海の様々な産物が記されており、『延喜式』卷三十七典葉寮の諸国進年料雑葉は概ね貢進可能であったと照合されており、これらの自然物の把握・活用も郡家の殖産興業的側面を窺わせるものと言えよう。

以上、郡家の構成要素や施設を検討し、正倉、館、生産関係の場などが郡内に広がって存在する事例も存する様相を整理した。地方官衙遺跡の中には郡家以外にも郡家よりも小規模ではあるものの官衙風の遺構があり、郡務に関係する木簡などが出土するものが存する。これらは郡の下りの里・里長に関わるものかと言えば、戸令国郡司条集解古記には、「須向所部<sub>上</sub> 檢校者、謂預<sub>三</sub> 雜政事<sub>一</sub> 巡行也。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>受<sub>三</sub> 百姓迎送<sub>一</sub>、謂国司巡行部内<sub>一</sub>、郡司待<sub>三</sub> 当郡院<sub>一</sub>、郡司巡行部内<sub>一</sub>、里長待<sub>三</sub> 当里内<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>率<sub>三</sub> 百姓向<sub>レ</sub> 境待及送<sub>レ</sub> 過<sub>レ</sub> 界<sub>一</sub>とあり、里長の拠点としての官衙は想定されていないことが窺われるので、里長に任用された人物が必ずしも里内の最有力者ではなかった点と合せて、文献史学では里家（郷家）の存在は疑問とするのが有力な見解になっている<sup>27</sup>。そこで、これらについては郡家出先機

表3 出雲国の中央進上物

調：白絹10疋、緋帛20疋、縹帛10疋、纁帛80疋、椶帛12疋3丈、帛100疋、緋糸15絢、縹糸・緑糸・椶糸各5絢、皂糸5絢、烏賊20斤、鰻24斤、自余は絹・糸
庸：白木韓櫃12合、自余は絹・糸
中男作物：紙、海石榴油、荏油、胡麻油、薄鮫、雜腊、紫草、海藻
年料別納租穀：4500斛
年料別貢雜物：筆50管
貢蘇：第4番（辰戌年）…11壺（3口大1升、8口小1升）
交易雜物：絹237疋4尺、鹿革20張、席300枚、青苔30斤、海松100斤、海藻根10斤、鳥坂苔5斤、紫草100斤、鹿皮20張、櫛子4合
年料雜葉：53種（詳細は省略）
器仗：甲5領、横刀10口、弓20張、征箭20具、胡籙20具
国造奏神禱詞：玉68枚（赤水精8枚、白水精16枚、青石玉44枚）、金銀装横刀1口（長2尺6寸5分）、鏡1面（径7寸7分）、倭文2端（長1丈4尺・広2尺2寸／「並置案」）、白眼鵝毛馬1疋、白鵝2翼、御贄50昇（「昇別盛十籠」）

関と位置づけ、分散型の郡務遂行を支える施設と考えられるところである。では、こうした郡家・郡家出先機関による郡務はどのような人々によって担われていたのであるか。また郡務遂行の実際と「郡的世界」の実相との関係は如何であろうか。

### 三 人的構成と郡務の遂行

郡司は長官Ⅱ大領、次官Ⅱ少領、判官Ⅱ主政、主典Ⅱ主帳の四等官からなり、最大の大郡でも員数は八人、最小の小郡では僅かに二人で、一里五十戸、一戸十人としても小郡でも千人以上になるから、郡司だけで郡務を円滑に執行することは不可能であったと考えられる。そこで、諸法令や古文書・木簡の実例を見ると、郡司の下で郡務に参画する人々がいたことが知られ、これを郡雑任と称している。郡雑任には主に郡家で勤務する者（Ⅰ類）と在地で活動する者（Ⅱ類）があつたが、その執務場所が截然と分離しているのではなく、Ⅰ類が現地に赴き、Ⅱ類を指揮して協業することもある。郡雑任の出身階層は区々で、Ⅰ類とⅡ類には一定の較差もあるが、Ⅰ・Ⅱ類を通じて郡司層に近い者を含む在地の有力者層というのが最大公約数的な位置づけである。郡司には「郡的世界」を掌握するために郡内の諸豪族を郡務に参加させ、そのために必要な郡家の施設・部署や郡家出先機関を設けることが必要であつたという視点で考察を試みることも重要となる<sup>28</sup>。

n 神護二年（七六六）十月二十日越前国足羽郡少領阿須波臣東麻呂解  
〔大日本古文書〕五―五五三―五五四〕  
足羽郡少領阿須波臣東麻呂解 申過状事。①一預郡家佃 勅旨田陸町受溉寒江之沼水（元来公私共用之水者）。専当少領阿須波臣東麻呂。右、件御田水、依東大寺道守野庄所妨停不堪佃状、附散仕五十公諸羽申上国府、即依諸羽申状下国符備、喚草原郷人宇治智麻呂進者、郡依符旨、進上其智麻呂、此過。②一東大寺栗川庄所田堺未勘事。右、部下野田郷百姓車持姉売辞状云、寺家庄所使取己口分田捌段、不令佃愁者、仍勒班田時、書生委文士麻呂、田領別竹山二人充使、令勘虚実、発遣所在口分、斯土麻呂等申云、正認東西之畦、彼此相違者、仍未与判断、此過。以前二条事、注頭申送如件、謹解。（下略）  
o 神護二年十月十九日越前国足羽郡大領生江臣東人解

〔大日本古文書〕五―五五一―五五三〕

足羽郡大領正六位上生江臣東人謹解 申御使勘問事。合五条。一東人之所進壘田壹伯町之溝事（中略）。一壘田壹伯拾捌町（中略）。②一粟川田、寺使与百姓相訴事。右、実寺田知判充奉已訖。後他司所勘、東人不<sub>レ</sub>知。①一字治知麻呂事。右、依田使僧等牒、東人私訛<sub>二</sub>件人<sub>一</sub>、水守充奉已訖、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>々々麻呂決罰由<sub>一</sub>。一為<sub>レ</sub>論雜務田使僧等所<sub>レ</sub>召不<sub>レ</sub>参二度事（中略）。以前五条事、東人之身、遲鈍并老衰、每<sub>レ</sub>事闕怠、更不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>避<sub>レ</sub>罪、仍具録<sub>二</sub>事状<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>使裁<sub>一</sub>、謹解。（下略）

表4 郡司と郡雑任の員数

	大郡 (16~20)	上郡 (12~15)	中郡 (8~11)	下郡 (4~7)	小郡 (2~3)
大領	1	1	1	1	—
領	—	—	—	—	1
少領	1	1	1	1	—
主政	3	2	1	—	—
主帳	3	2	1	1	1
案主	2	2	2	2	2
郡書生	8	6	4	3	?
鎰取	2	2	2	2	2
郡駈使	15	12	10	8	?
造紙丁	2	2	2	2	2
厨丁	1	1	1	1	1
駈使	50	50	50	50	50
器作	2	2	2	2	2
採松丁	1	1	1	1	1
炭焼丁	1	1	1	1	1
採藁丁	2	2	2	2	2
伝馬長	1	1	1	1	1
菖丁	3	3	3	3	3
駅伝使	4	4	4	4	4
舗設丁					
小計	102	95	89	85	73+ <i>a</i>
税長					(正倉官舎院別3人)

(備考) 郡雑任の名称および員数は『三代格』巻6弘仁13年閏9月20日官符による。

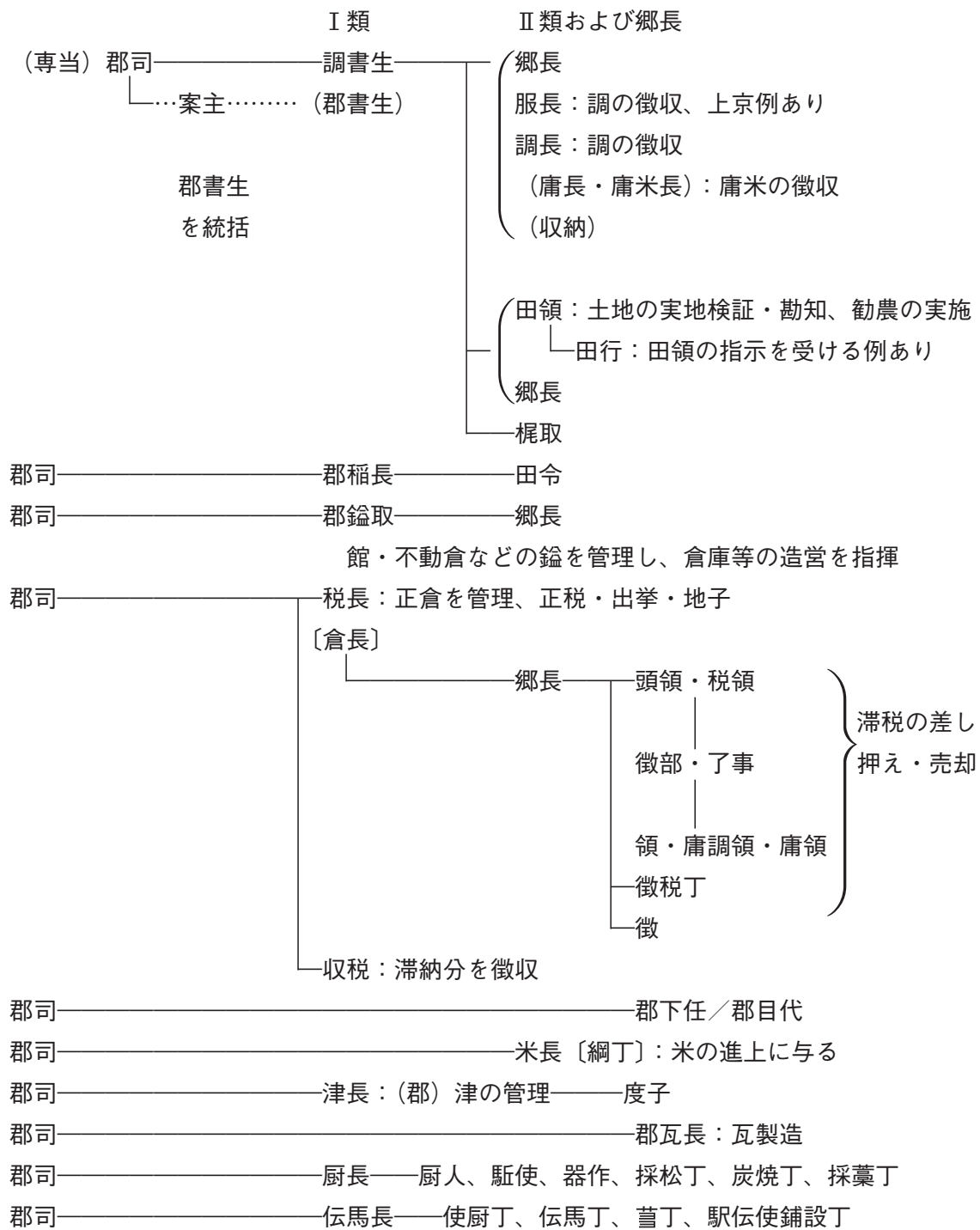


図2 郡雑任の役割と相互関係

では、「郡的世界」の下での郡務関係者の編成はどのようにして行われていたのだろうか。n・oは上述の複数の郡領氏族が存する事例で、八世紀後半に北陸地方に庄田を形成していた東大寺に対して呈された過状である。この越前国足羽郡では生江臣と阿須波臣が譜第郡領氏族として拮抗して存在する関係にあった。郡名から推すと、阿須波臣の方が古族で、立評ないし郡制施行当初は序列が逆であったかもしれない。現在の大領生江臣東人は造東大寺司史生として中央出仕した経歴を有する人物で、当時当地で進行中の東大寺領北陸庄園の開発に協力していた。少領阿須波臣東麻呂は外従八位下の帯位で、これは選叙令郡司条の初叙規定に合致し、彼は在地に留まったまま、郡領になったと推定される。

n・oの丸番号が対応する事項で、まず②の栗川庄と現地の百姓との間の墾田の境界争いである。東人がoで「他司」と名指しするのが東麻呂で、nによると、東麻呂は野田郷百姓車持姉売の訴えにより、班田の際に郡書生委文土麻呂と田領別竹山の二人を派遣して、口分田か寺田かの判定を行おうとし、土麻呂の東西の畔に関する報告を受けていたが、まだ判断を下しておらず、寺田と百姓口分田の境界争いが続いていた。東人は既に寺田であるとの判断を下していたのに、少領東麻呂はそれとは別の行動をとったのであり、大領と少領の行為の相違が注目される。次に①に関しては、少領東麻呂は勅旨田専当でもあり、東大寺領庄園の展開を抑制する立場であったのに対して、東人の人物像は上述の通りで、大・少領の間で郡

務遂行の姿勢が異なっている。

栗川庄の水守宇治知麻呂は東人が「私誂」したとあるので、措くとして、ここでは少領東麻呂が書生・田領を駆使して郡務の実務遂行に努めていることが注目される。田領別竹山は神護二年九月十九日の三通の足羽郡司解（『大日本古文書』五―五四三―五四六）の「申伏弁」によると、栗川庄との間に所訴田を有していたことがわかるので、現地の情勢を熟知した人物であったこと、そして少領東麻呂と東大寺に対する立場を共通にしていた点<sup>29</sup>が、現地調査を担当する田領に起用される要因となったのであろう。以上を要するに、郡雑任の任用に際しては郡司との関係が重要であること、また必ずしも郡司全体の総意ではなく、個々の郡司によって郡雑任が編成される場合もあったことがわかる。

このような郡領間の隔意に関連して、郡領がそれぞれに別の拠点にいたのではないかと考えられる事例が存する。越後国古志郡家関連の新潟県八幡林遺跡では、「上大領殿門」と記された封緘木簡（一一二号）、「長官尊」宛の進上状（二四号）など大領宛の木簡や大領関係の多くの墨書土器が検出されており、大領が担当した郡関連の施設で、郡領間での分掌的郡務遂行のあり方を示すとされる<sup>30</sup>。

D兵庫県山垣遺跡出土木簡（三号十二号）

・符春部里長等 竹田里六人部 □□ □依而□



・春マ君廣橋 神直与□〔部〕 弟足カ〕 四月廿五日 碁萬呂  
□里長□□木參出来 少領  
春マ鷹麻呂 右三人 今口莫不過急々 □

619・32・7 011

pの山垣遺跡が所在する丹波国水上郡は、『和名抄』高山寺本では、栗作・誉田・原負（石負カ）・船城・春部・美和・竹田・前山郷が「以上東県」、佐治・賀茂・水上・石前・葛野・沼貫・井原郷が「以上西県」とあり、東県・西県という東・西の二区分が存し、『平安遺文』一一〇一号延久四年（一一〇七二）九月五日太政官府には「水上東県司」が見え、後代には完全に東・西に分割されている。これは東部の竹田川（↓由良川を経て、日本海に流れ込む）と西部の佐治川・葛野川（↓加古川を経て、瀬戸内海に注ぐ）という地形上、水系に基づく二区分で、西部（後の水上西県）の水上郷に郡家、東部（後の水上東県）の交通の要衝春部郷に郡家出先機関としての山垣遺跡が置かれたという構図になっている。<sup>31)</sup>

山垣遺跡からは「春マ」・「春部」の墨書土器が出土しているので、当地は春部郷の中心であり、郡符木簡は郡家または郡家出先機関で破棄されるものなので、春部里長等は郡符による召喚命令を果たすために山垣遺跡の地に参向し、pの木簡は当地で用務を終えて廃棄されたと説明し得る。pの目下の碁萬呂は四号木簡（召文）にも登場するので、郡雑任であったと目される。山垣遺跡では「丹波国水上郡」と記された封緘木簡も出土しており（一一号）、郡家や郡司に宛てた封緘木簡が郡家本体以外から検出されるのは珍しく、

pには郡司のうち少領の署名しかなく、この封緘木簡は郡家本体に届いたものが当地に転送されたか、あるいは当地の少領に直接宛てられて届いたものかと解され、山垣遺跡には少領の活動拠点があり、郡符木簡も当地で少領と配下の郡雑任が発給したもので、水上東県としての自立につながるような実質上の郡務遂行を独自に、この時点では、郡家本体に存する大領との協議や一部に委任を受けた形で、行っていたのではないかと考えられる。<sup>32)</sup> ちなみに、『統紀』和銅六年九月己卯条には摂津国河辺郡から分立した能勢郡では「大宝元年始建三館舎」、雑務公文、一准「郡例」とあり、ここに至って郡の分立・郡司の設置を求めるといふ経緯が知られる。<sup>33)</sup>

q 石川県畝田・寺中遺跡出土木簡<sup>34)</sup>

〔符カ〕 〔等カ〕  
・郡□ 大野郷長□ 件□「□」

・罪科知□出火急 〔主政〕  
〔主帳〕 (294)・34・4 019

r 石川県畝田・寺中遺跡出土木簡

・符 (竹万呂カ) 横江臣床嶋□  
田行笠□等

西岡□物□  
〔部カ〕

・口相定田行率召持来今□□以付  
〔状カ〕

田領横江臣□□ (278)・42・3 019

s 石川県加茂遺跡出土木簡

・謹啓 丈部置万呂 献上人給雜魚十五隻 无札状具注以解

□□□□消息後日参向而語奉  
〔伯姓カ〕

『勘了』 七月十日 潟嶋造□主

480・33・5 011

q、sは加賀国加賀郡に関するもので、郡家本体は金沢市広坂遺跡など市街地に比定されており、q・rの畝田・寺中遺跡は金沢港の水上交通の要衝、大野郷畝田村に所在、sの加茂遺跡は河北潟に近接する水陸交通の要衝、英多郷深見村に所在、それぞれ郡家出先機関という性格の遺跡である。qは大野郷長等に宛てた郡符で、郡司の第三・四等官である主政・主帳の書名があるように、郡家で作成され、直接に、あるいは畝田・寺中遺跡の地を経由して宛先に到来し、受信者は畝田・寺中遺跡が所在する郡家出先機関に木簡と一緒に参来し、郡家まで行かなくても、ここで用務が完了したので、当地で廃棄されたと考えられる。

sの加茂遺跡では「加賀郡勝示札」と称される横長の板に記された嘉祥二年（八四九）二月十二日付の長大な郡符木簡が出土しており、これは二月十五日に田領丈部浪麿によって書写され、当地で掲

示されたものである。sは丈部置万呂宛の上申文書であり、この加茂遺跡の地が田領丈部氏の拠点であったことが判明する。sではまた、潟嶋造□主という人物が百姓消息などを丈部氏に報告する関係にあったことが知られ、田領の下にさらに下位の存在がいて、重層的な郡務遂行の体制が構築されていたことが窺われる。

この点は畝田・寺中遺跡の地でも同様である。この畝田村には横江臣という豪族の存在が知られ（『日本霊異記』下巻第十六縁）、rには田領横江臣が見えている。rではこの田領横江臣が下位の郡雑任と目される田行の竹万呂という者に何人かの人物を召喚するようという符形式の下達文書を発給しており、rは田行とこれらの人物の参向とともに当地に戻ってきて、廃棄されたということになる。ここでは田領横江臣は郡家出先機関を管理するとともに、自らが文書行政の中心となって当該地域を掌握しようとしたのである。当地に郡家出先機関が設置されたのは、横江臣の歴史的支配が築かれており、そうした郡内の中小豪族を郡務に起用したという事情があったと考えられる。即ち、郡家の支配は「郡的世界」を構成する郡内の中小豪族の力を結集・活用することで構築可能になるのである。

では、こうした事象は近年出土点数が増加する出雲国の地方官衙遺跡木簡では如何であろうか。「はじめに」で触れた青木遺跡は出雲郡家の正倉跡と目される後谷遺跡とは出雲平野を挟んで四・八キロメートル北西に位置し、伊努郷または美談郷、あるいは両郷の境

界付近に所在したと考えられ、上掲のように両郷の人名を記した荷札木簡が検出されている。ここではまた、「美談社」、「□□寺」の墨書土器、神社風遺構と評される建物が見つかっており、『出雲国風土記』に神祇官の把握および把握外として見える複数の伊努社・彌陀彌（美談）社の存在、そして北方に存する大寺谷周辺における同時期の寺院施設の存在が推定されている。即ち、神祇と仏教の両面を有し、かつ出挙活動の拠点となるような場所であったのである。但し、遺構には官衙的色彩が認められないとして、上掲の若倭部臣が登場する木簡（七九号）などをふまえて、出雲郡主帳若倭部臣氏の居宅を中心とするもので、農耕を基盤とする小集団の首長を包摂した祭祀行為に必要な物資集積と祭祀の執行を一元的に管理し、仏教施設も並存していたと考えるのが有力な見解とされている。<sup>35)</sup>

t 島根県青木遺跡出土七八号木簡

o

・ 売田券 船岡里戸吉備部忍手 佐位宮税六束不堪進上

〔口分カ〕 天平八年十二月十日「」

・ 仍□□船越田一段進上

□長若倭マ臣□麻□「」  
〔郷カ〕 〔呂カ〕 o 352・42・4 011

t と上掲七九号は本遺跡から出土した数少ない文書木簡で、遺跡の性格を決定する上で重要であると思われるが、遺構外から出土したものであること、t は明確な年紀を持つ数少ない木簡であるものの、本遺跡の年代の大勢が八世紀後半〜九世紀初であるのにはやや

先行しており、他の木簡と一体のものと位置づけてよいか否かに懸念が示されていることなどにより、必ずしも重視されていない。しかし、習書（四五号）や数字を記した木簡（一三・一四・四六・四九号）、削屑の存在には様々な書記に伴う作業の実施が看取され、t も当地で行われた活動の一端を探る材料として注目すべきものと考ええる。t は「売田券」とあり、船岡里の吉備部忍手という者が佐位宮の税六束を進上することができないので、口分田である船越田一段を進上するという内容で、郷長若倭部臣□麻呂が作成・署名した公文書である。下端には穿孔があり、こうした木簡が複数存在し、束ねて保管されていたことが窺われる。段別六束は永代売よりも賃租の価直に関わると目され、税Ⅱ出挙による負債の諸関係がそのまま土地を通じた負債関係である賃租に転化したものと見るのがよいであろう。<sup>37)</sup>

このような賃租に関わる木簡は、但馬国出石郡家関連の兵庫県袴狭遺跡群の一つである宮内黒田遺跡から出土しており（『木簡研究』二六号）、同様に穿孔がある。越後国頸城郡の郡家出先機関と目される新潟県延命寺遺跡では、天平七年の田地売買行為の際に田領が「相知」として署名している木簡が見つかっており（『木簡研究』三〇号）、その他、田領や郷長が田地売買に関わる古文書も散見し（『大日本古文書』六巻備前国津高郡売券、『平安遺文』七九・一三〇号など）、土地の把握の上で彼らの役割が重要であったことがわかる。そして、こうした売券には郡司の署名が必要であり、宮内黒



表5 郡務の行政暦

正月…1/1；国府での元日朝拝・設宴に参加（儀制令元日国司条、正税帳、万4136・4516）  
 ※田租収納（大4-488）、出挙返納（伊場3、山垣5、袴狭69〔木研11〕）など、前年9月頃以来の徴税業務が継続。買佃の勘定（大4-489）など、農耕開始に備えての最終的調整を行う。→2月が近づく月末には何らかの作業に着手する場合もあった（具注暦、袴狭17〔木研15〕）。

2月…2/4；祈年祭に相当する春時祭田の祭礼が行われ（儀制令春時祭田条集解古記、常陸・肥前風土記、大5-551～553）、農事の励行などの「国家法」を郡司が告げる（加茂〈勝示礼〉）。※2月は閑月の終わりであり、労役差発も行われた（加茂〈路作〉）。また納税作業も継続しており、徴税の遂行・強制執行なども実施された（伊場84）。野焼き・田打ちなどの耕地の準備も進められ（具注暦）、また国司は墾田の確認などの巡見を行った（万4138）。

3月…要月の始まりであり、出挙による種初めの頒布・確保が行われる（万4021～29・4159、正税帳）→苗代作りを行って、稲の生育に努める（播磨風土記、万3603、止由気宮儀式帳〈2月例〉）。※土地占有の認定など、耕地の決定も行われた。また耕地準備に関連して、草刈りや用水の開通・堤防の整備を実施（具注暦、大5-536）。

4～6月…田植えの実施（地域による月差は仮寧令給休仮条集解古記を参照。荒田目条里〈郡符〉）一端境期による食料不足、魚酒労働の資金のための出挙実施（屋代87、靈異記下33）→耕田に伴う神事の実施（播磨風土記、古語拾遺、止由気宮儀式帳〈5月例〉、大6-169～171・17-572～573〈4月の私神祭祀〉）。※稲の生育状況に合わせて、草刈りなどを行うとともに、稲の順調な生育を祈る神事を行ったり、鳥獣虫害対策などにも努める必要があった（万4122～24・1634）。

7～9月…収穫作業の実施（地域による月差については同上参照。鴨〈苺貝〉）←7月の稲具請求（万町北）、8月の出挙（屋代13、観音寺、飯塚9）の例などがあり、道具や労働力確保の準備あり。また納入以前に稲機などにより稲を乾燥させる必要があった（三代格承和8年閏9月2日官符）。

7月：調糸の提出期限（賦役令調庸物条）@6/17太神宮に納入する赤引糸（太神宮儀式帳）／麦の播種（三代格養老7年8月28日官符、承和6年7月21日官符）／7/8文殊会（三代格天長5年2月25日官符）

8月：調庸物の起輸（賦役令調庸物条）／放生会（伊場4、『続紀』文武元年8月庚辰条、三代格元慶6年6月3日官符）

9月：田租の起輸（田令田租条）／出挙の返納（小敷田2、飯塚5、吉田南、山崎上ノ南）／9/30損田申請の期限（慶雲3年9月20日格）→租税減免を求める。  
 ※秋の遊宴（常陸・肥前風土記、万3943）により農作業を労う。

10～12月…閑月が始まり、諸力役への徴発が行われる（賦役令応雇丁条、軍防令城隍条、營繕令津橋道路条・近大水条）。※田租・出挙・調庸などの納税作業は続く＋春成作業（万3459、田令田租条；春米運京は正月起輸）。

10月…訴訟審理が開始されるので（雑令訴訟条）、訴訟の取扱いも行う@『三代実録』元慶7年10月25日条；伊勢国飯野郡神戸百姓秦貞成が多気郡擬大領麻績連豊世が故殺人を理さない旨を訴える。

11月…朝廷の新嘗祭があり、収納・徴税作業が一段落した段階で、収穫に感謝する神祭を行う（万379・380、大6-407・17-606、矢玉〈請立薦〉）。

※賃租契約など、次年度の農事への準備も進められた。

◎その他、毎月の告朔（万4069、八幡林〈郡符〉）、伊勢国計会帳、三代格承和5年3月23日官符、賦役令口及給侍条集解）に参加。

\*括弧内は主な依拠史料。「万」は『万葉集』の歌番号。「大」は『大日本古文書』の巻数・頁数。「正税帳」は各国正税帳内の国司部内巡行や諸雑費の項目に当該記事があることを示す。「靈異記」は『日本靈異記』の巻数・話数。遺跡名は出土木簡の所在を示す。木簡番号が定まっているものは数字を記し、それ以外は内容を略記した。

## むすびにかえて

小稿では出雲国に視座を置きつつ、文献史学の立場から主に八・九世紀の既存の史料や木簡などを読み解き、「郡的世界」の実像、地方支配の基層となる郡・郡司の統治のあり方を検討した。そこでは律令官僚制に必ずしも包摂されない歴史的世界があり、そうした実態が日本の律令制地方支配を支えていたことがいまみられたと思う。出雲国の在地豪族の頂点に立つ出雲国造出雲臣について言えば、その政・祭両面での大きな影響力は続き、神郡である意宇郡の大領を兼帯しつつ、杵築大社の奉祀を担い、各郡の郡司として見える出雲臣、また他の氏姓の人々の上に君臨していた。しかし、九世紀初にはこうした構造に変化が生じ、大領と神職の兼帯は禁止され、祭祀面での規制もあり、神賀詞奏上も行われなくなっていく。<sup>(40)</sup>

では、郡家や郡家出先機関などの行方は如何であろうか。郡家遺跡は一般に九世紀後半〜十世紀初末に終焉を迎える例が多く、郡領氏族も国書生など国衙の在庁官人に転身し、「郡的世界」から国衙の支配へ、中央集権的な地方支配が本格的に確立する方向へと展開するようである。<sup>(41)</sup>ただ、鳥取県青谷横木遺跡では「天慶十年」（九四七）、「天曆九年」（九五五）の題籤軸や十世紀後半〜十一世紀前半に比定される文書・付札木簡が検出されており、十世紀中葉以降にも何らかの形で存続し、国衙の支配を支える様態を窺うことができる。旧国では石見国邇磨郡になるが、島根県白环遺跡でも延喜九

年（九〇九）の文書木簡や止知（柝）・小豆・大豆の付札などが出土し、納所や「調物使」、「郷検校」などの徴税活動の拠点ではないかと考えられている。<sup>(42)</sup>丹波国氷上郡や出雲国能義郡はさらに分割され、中世的な郡郷制へと展開し、徴税単位としての郡・郷・保などが国衙の下に掌握されるようになる。こうした十世紀以降の国衙支配にも続く要素は、「郡的世界」の実像に基づく律令制下の国郡制支配の中に胚胎していたのであり、中世を生み出す古代のさらなる探究を課題として、蕪雑な稿のむすびとしたい。

## 註

(1) 拙稿「評の成立と評造」（『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年）、加藤友康「八・九世紀における売券について」（『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年）など。なお、里制については、佐々木恵介「律令里制の特質について」（『史学雑誌』九五の二、一九八六年）を参照。

(2) 井上光貞「日本の律令制」（『岩波講座世界歴史』六、岩波書店、一九七一年）、石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）、大町健『日本古代の国家と在地首長制』（校倉書房、一九八六年）など。

(3) 拙稿 a 「郡雑任と郡務の遂行」、b 「評司・国造の執務構造」（『地方木簡と郡家の機構』同成社、二〇〇九年）、c 「郡符木簡再考」（『東洋大学大学院紀要』五二、二〇一六年）、柴原永遠男「郡的世界の内実」

- 『人文研究』五一の二、一九九九年)、須原祥二「八世紀の郡司制度と在地」(『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、二〇一一年)など。
- (4) 拙稿 a 「出雲地域とヤマト王権」(『新版古代の日本』四、角川書店、一九九二年)、b 「出雲国造の権力とその聖性」二題(『出雲古代史研究』七・八、一九九八年)。
- (5) 拙稿「額田部氏の研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八八、二〇〇一年)。
- (6) 平川南「古代の郡家と所在郷」(『律令国郡里制の実像』上、吉川弘文館、二〇一四年)、川越市立博物館「古代入間郡の役所と道」(二〇一五年)、拙稿「郡的世界」と郡家の機構―武蔵国入間郡を中心として―(『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年)など。
- (7) 渡辺貞幸「律令制以前の「出雲国」」(『出雲古代史研究』七・八、一九九八年)。
- (8) 外散位については、拙稿「外散位に関する諸問題」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)を参照。
- (9) 篠川賢「『出雲国風土記』の郡司」(『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館、二〇一九年)。なお、意宇郡の郡司のうち、主帳海臣の拠点は不明であるが、能義郡域にあったのかもしれない。
- (10) 平石充「文字資料の総括」(『青木遺跡Ⅱ第二分冊(奈良・平安時代)』島根県教育委員会、二〇〇六年)。
- (11) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』九八の一二、一九八九年)、藤井一二「大伴家持の国内巡行と出拳」(『情報と物流の日本史』雄山閣出版、一九九八年)など。
- (12) 条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』(雄山閣、二〇〇九年)。
- (13) 田中弘志「律令体制を支えた地方官衙 弥勒寺遺跡群」(新泉社、二〇〇八年)、鈴木功「白河郡衙遺跡群」(同成社、二〇〇六年)など。
- (14) 山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」(塙書房、一九九四年)八七―九一頁。
- (15) 今泉隆雄「飛鳥の須弥山と斎槻」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年)。
- (16) 平川南「多胡碑の輝き」(『多胡碑が語る古代日本と渡来人』吉川弘文館、二〇一二年)。
- (17) 平川南「古代の内神について」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年)。なお、長野県屋代遺跡群(信濃国埴科郡家関連)出土木簡には「竈神」が見え(四号)、荒井秀規「竈神と墨書土器」(『古代の信仰と社会』六一書房、二〇〇六年)、高島英之「群馬県前橋市上細井町新田上遺跡出土墨書土器についての一考察」(『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』三五、二〇一七年)などが郡家における竈神祭祀の挙行を推定しており、その他にも各種の祭祀が行われていたことが窺われる。
- (18) 府中市教育委員会「新版武蔵国府のまち府中の歴史」(二〇〇六年)、江口桂「古代武蔵国府の成立と展開」(同成社、二〇一四年)など。

- ど。
- (19) 三舟隆之 a 「地方寺院の性格」、b 「郡衙周辺寺院」説批判  
 『日本古代の王権と寺院』名著刊行会、二〇一三年)、奈良文化財研究所『地方官衙と寺院』(二〇〇五年) など。
- (20) 太田愛之 a 「古代村落の再編」(『日本史研究』三七二、一九九三年)、b 「文献史学から見た村落社会と仏教」(『在地社会と仏教』奈良文化財研究所、二〇〇六年)。
- (21) 註(5) 拙稿。なお、j の読解については、義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、一九七八年) を参照。
- (22) 三上喜孝「古代の出挙に関する二、三の考察」(『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年) など。
- (23) 八木充「出挙木簡覚書」(『日本古代出土木簡の研究』塙書房、二〇〇九年)。
- (24) 平川南「種子札と古代の稲作」(註(17) 書)。
- (25) 平川南「古代木簡からみた地方豪族」(註(17) 書)、市大樹「西河原遺跡群の性格と木簡」(『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年) など。
- (26) 丸山裕美子「延喜典薬式「諸国年料雑薬制」の成立と『出雲国風土記』」(『延喜式研究』二五、二〇〇九年)。
- (27) 佐々木註(1) 論文、佐藤信「奈良時代の政治と民衆」(『新版古代の日本』一、角川書店、一九九三年)、津野仁「遺跡からみた郷長の性格」(『太平台史窓』一〇、一九九一年)、平川南「郡符木簡」(註(17) 書)、木元次男「里長・郷長に関する基礎的考察」(『続日本紀研究』二七五、一九九二年)、吉岡眞之「郡と里と村」(『日本村落史講座』五、雄山閣出版、一九九一年) など。
- (28) 註(3) a 拙稿、拙稿「木簡から見た郡符と田領」(註(3) 書)。
- (29) 拙稿「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (30) 相澤央「八幡林遺跡と郡の支配」(『越後と佐渡の古代社会』高志書院、二〇一六年)。
- (31) 平川註(27) 論文。
- (32) 註(3) c 拙稿。封緘木簡については、佐藤信「封緘木簡」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年) を参照。
- (33) 拙稿「郡家の施設と部署」(註(3) 書)。
- (34) q s の釈文は『金沢市畝田遺跡群Ⅵ』(石川県教育委員会、二〇〇六年)、『津幡町加茂遺跡Ⅰ』(石川県教育委員会、二〇〇九年) による。r の「笠□」は石川県埋蔵文化財センターでの木簡実見および写真版からは、「竹万呂」と釈読する方がよいと思われるので、私案を注記しておいた。以下の基本的理解は、註(3) c 拙稿を参照。
- (35) 平石充「青木遺跡の再検討」(『木簡研究』三七、二〇一五年)。
- (36) 今泉隆雄「文書木簡の廃棄と計会制度」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年) が指摘するように、狭義の文書木簡には律令文書行政に伴う一定の廃棄のサイクルがあり、付札木簡よりは時期幅が少な



く、その作業内容は遺跡の性格と密接に関係するものとして、より重視すべきであると考ええる。

(37) 吉村武彦「賃租制の構造」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)。

(38) 拙稿「木簡から見た郡務と国務」(註(3)書)。

(39) 吉松大志「鳥根県内出土の木簡」(『木簡研究』三七、二〇一五年)。

(40) 拙稿「律令制下の国造に関する初步的考察」(註(29)書)。

(41) 山中註(14)書。

(42) 拙稿「国書生に関する基礎的考察」(註(8)書)。

(43) 高尾浩志「鳥取県内出土の木簡」(『木簡研究』三七、二〇一五年)、吉松註(39)論文など。その他、但馬国府跡からは寛治七年(一〇九三)貢進米未進に関わる納所からの検納木簡が出土しており、当該期について考察する出土文字資料も散見する状況である。

(付記) 本稿は二〇一七年八月二〇日に出雲弥生の森博物館において行った同題名の講演の準備原稿をまとめたものである。郡家に関する文献史料は限られており、既往の知見を組み替えて論述した部分も多いが、木簡などの新出土文字資料を加味しつつ、地域に即して考察をめぐらしたものとご理解いただきたい。

## **The real figure of "Inner World of Gun (county) " in Izumo Province of Ancient Japan**

MORI, Kimiyuki

Izumo Province is famous for the richness of the historical materials like Fudoki (8th century regional gazetteers), articles in Kojiki (Records of Ancient Matters) and Nihonshoki (Chronicle of Japan). And more nowadays we can use the wooden documents excavated from various county offices for the consideration of the ancient history of Izumo.

In this research I tried to reveal the real figure of "Inner World of Gun (county)" in Izumo. The first analysis is how this system actively ruled each county by reading through Fudoki. We can see two or more clans of county governors and the case of the foundation of provincial granaries divided in two or three or more administrative villages in Izumo. This fact means that several clans were the real governors in each part of the county and the county governors ruled by getting these middle class clans' supports.

The second point is religious powers. We can see the temples and shrines built near or in the county government offices. The chief of the offices governed also the spiritual minds of the people in the county. And the third is the reign of the agricultural techniques and farming calendar all the year round. This fact is very important for the maintenance of every day lives of the people and the product of the craft taxes, corvee labor taxes which were also the role of the county officers themselves.

Talking about the wooden documents analyzed in this research, I mentioned Aoki Site, Zanmochi Site in Shimane Prefecture. For the research of the 10th century, Aoya-yokogi Site in Tottori Prefecture and Shirastuki Site in Shimane Prefecture.